

参考資料

令和6年度当初予算案における主要な施策

部 室 名
健 康 福 祉 部

新規事業及び重要事業総括表

I 総額

【一般会計】

区分	令和6年度	令和5年度	伸び率
予算総額	7,585,996千円	7,345,164千円	3.3%
一般会計構成比	18.7%	18.7%	—

【介護保険特別会計】

区分	令和6年度	令和5年度	伸び率
予算総額	9,752,000千円	9,568,000千円	1.9%

II 主な新規事業及び重要施策

(単位 千円)

政策2-1 健康づくりの推進

P 1	保健衛生総務費庶務事業	【健康づくり課】	67,212
P 2	一部新規等 予防接種事業	【健康づくり課】	404,726
P 3	一部新規等 がん検診事業	【健康づくり課】	91,925
P 4	健康まつり開催事業	【健康づくり課】	724

政策2-2 地域福祉の推進

P 5	避難行動要支援者事業	【福祉課】	288
P 6	一部新規等 重層的支援体制整備事業	【福祉課】	29,148

政策2-3 高齢者福祉の推進

P 7	一部新規等 老人福祉費庶務事業	【福祉課】	1,766
P 8	高齢者あんしんみまもりサービス事業	【介護保険課】	11,664
P 9	難聴者補聴器購入費助成事業	【介護保険課】	4,000
P 10	介護職員就職支援等事業	【介護保険課】	2,300

政策2-4 障がい者（児）福祉の充実

P 11	難聴者補聴器購入費助成事業	【障がい福祉課】	400
P 12	一部新規等 障害者相談支援事業	【障がい福祉課】	17,216

政策2-5 セーフティネットの推進

P 13	一部新規等 生活困窮者自立支援事業	【福祉課】	22,502
------	-------------------	-------	--------

保健衛生総務費庶務事業

担当 健康づくり課 健康管理担当

内線 2649

1 目的

保健衛生に関する事務費及び地域医療体制整備に関する負担金等を支出する。

2 事業内容

(1) 救急医療体制の円滑な運営を確保するため医療機関等に負担金を交付

① 小児救急医療支援事業負担金

埼玉県中央地区の4市1町（鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町）で休日・夜間の小児二次救急医療を行っている「上尾中央総合病院」と「北里メディカルセンター」に負担金を交付

② 中央地区第二次救急医療負担金

4市1町の第二次救急医療体制を確保するため、休日・夜間の第二次救急医療を輪番制で行っている病院群（9病院）に負担金を交付

③ 第三次救急医療負担金

本市に最も近接する第三次救急医療（救急救命センター）を設置する埼玉県済生会加須病院に対し財政支援を実施

(2) 健康管理システム（健康増進事業、母子保健事業、予防接種事業に関する業務を行うためのシステム）へのデータ入力及びシステムの維持管理

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）により、令和7年度末までに国が整備するガバメントクラウド上に構築した標準準拠システムへの移行

3 予算額 67,212千円

健康管理システム標準化に向けたスケジュール予定

	R6年度			R7年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
システム構築のための準備 (データリスト項目の紐づけ等)	➡														
システム構築 (機能別連携等)				➡											
運用テスト (発生した課題への対応等)									➡					稼働	

予防接種事業

担当 健康づくり課 健康管理担当
内線 2649

1 目的

予防接種法に規定される「定期予防接種」の実施と、「行政措置（任意）予防接種」の接種費用に対する一部助成の実施により、感染症の発症及び重症化予防を図る。

2 事業内容

(1) 子どもの予防接種

＜定期予防接種：対象の年齢・期間であれば接種費用は無料＞

- ①ヒブ感染症 ②小児の肺炎球菌感染症 ③B型肝炎 ④ロタウイルス感染症 ⑤結核（BCG）
- ⑥四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ） ⑦麻しん風しん混合 ⑧水痘（水ぼうそう）
- ⑨日本脳炎 ⑩二種混合（ジフテリア、破傷風） ⑪ヒトパピローマウイルス感染症

＜行政措置（任意）予防接種：対象の年齢・期間であれば接種費用の一部を助成＞

※保護者の希望により接種

- ①おたふくかぜ ②ポリオ（5回目）（県内で本市のみ実施） ③インフルエンザ（小児）

(2) 大人の予防接種

＜定期予防接種：対象年齢・期間であれば一部自己負担のみで接種可能＞

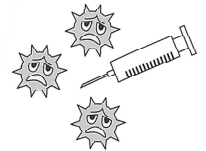
- ①高齢者の肺炎球菌感染症：接種費用は2,500円
- ②インフルエンザ（高齢者）：接種費用は1,500円

＜行政措置（任意）予防接種：接種費用・助成費用はワクチンの種類及び接種医療機関により異なる＞

- ①高齢者の肺炎球菌感染症 ※定期予防接種以外の方
- ②帯状疱疹 ← 県内初（令和4年度から開始）

(3) その他（緊急風しん抗体検査）

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性を対象に風しん抗体検査を実施し、その結果、十分な量の抗体が無いことが判明した方に無料で予防接種を実施



一部新規 緊急風しん抗体検査（実施最終年度）及びヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、勧奨はがきの送付等により周知

3 予算額 404,726千円

＜高齢者肺炎球菌予防接種ポスター R5＞

＜二種混合未接種者への勧奨はがき R5＞

がん検診事業

担当 健康づくり課 健康増進担当
内線 2658

1 目的

健康増進法第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん・大腸がん・前立腺がん・胃ペプシノゲン検査を実施し、疾病の早期発見・発症及び重症化予防を図る。

2 事業内容

(1) 集団検診 一部新規

《実施場所：鴻巣保健センター他2公共施設及び市内商業施設》

※令和6年度から、利便性の向上及び受診率の向上を目指し、吹上地域においては、新たにコスモスアリーナ・吹上生涯学習センター・ユニクス・フジモールで実施

- ① 胃がん検診（40歳以上の方）
- ② 肺がん検診（40歳以上の方）
- ③ 乳がん検診（40歳以上の女性）

(2) 個別検診

《実施場所：市内の委託医療機関》

- ① 子宮がん検診（20歳以上の女性・隔年）
- ② 乳がん検診（40歳以上の女性・隔年）
- ③ 大腸がん検診（40歳以上の方）
- ④ 前立腺がん検診（50歳以上の男性）
- ⑤ 胃ペプシノゲン検査（40歳から75歳の5歳刻みの年齢の方）

(3) 受診勧奨

対象者への受診券はがきの郵送や精密検査未受診者への電話等による個別の受診勧奨を実施するとともに、子宮がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者に対して無料クーポン券を配布する。

3 予算額 91,925千円

<がん検診ポスター R5>



<無料クーポン券 R5>



健康まつり開催事業

担当 健康づくり課 健康増進担当

内線 2658

1 目的

様々な健康づくりの取組を通じて、市民の健康に対する意識の向上を図り、市民ぐるみの健康づくりに寄与する。

2 事業内容

骨密度測定などの各種測定や食生活改善推進員協議会による試食などによる食育、健康・薬・こころ・栄養などの相談といった様々なブースを設け、健康長寿のための生活習慣の実践を図る。

また、「スポーツフェスティバル」との同時開催により、健康に関心が低い方を含む幅広い世代へのアプローチを行う。

3 予算額 724千円

<R5年度ポスター>



令和5年度 鴻巣市

★ 歩行測定会 (雨天中止)

★ 肌年齢測定

★ 隠れ脳梗塞チェック

★ 試食 (食生活改善推進員による試食)

※10時～整理時配布 なくなり次第終了

先着300名様に 招きプレゼント あり

いきいき！ 健康チェック

健康を身近に 感じよう！

★ 血糖測定 (通常予約：WEBまたは電話)

★ 骨密度測定 (通常予約：WEBまたは電話)

★ ポツチャ

★ こころの体温計

★ 日時：11月19日(日) 10時～15時

★ 会場：鴻巣保健センター

★ お申込みはこちら！

お問い合わせ 鴻巣市健康づくり課(鴻巣保健センター) TEL 543-1561 平日8時30分～17時15分

<糖尿病簡易検査の様子>



<運動体験ブースの様子>



避難行動要支援者事業

担当 福祉課 社会福祉担当
内線 2609

1 目的

災害時に単独で避難することや避難情報を入手することが困難な高齢者や障がい者等について避難行動要支援者名簿を作成し、本人同意に基づき、平時から民生委員・児童委員等と名簿を共有し、災害時に避難支援等関係者による安否確認や避難支援をするための体制を整備する。

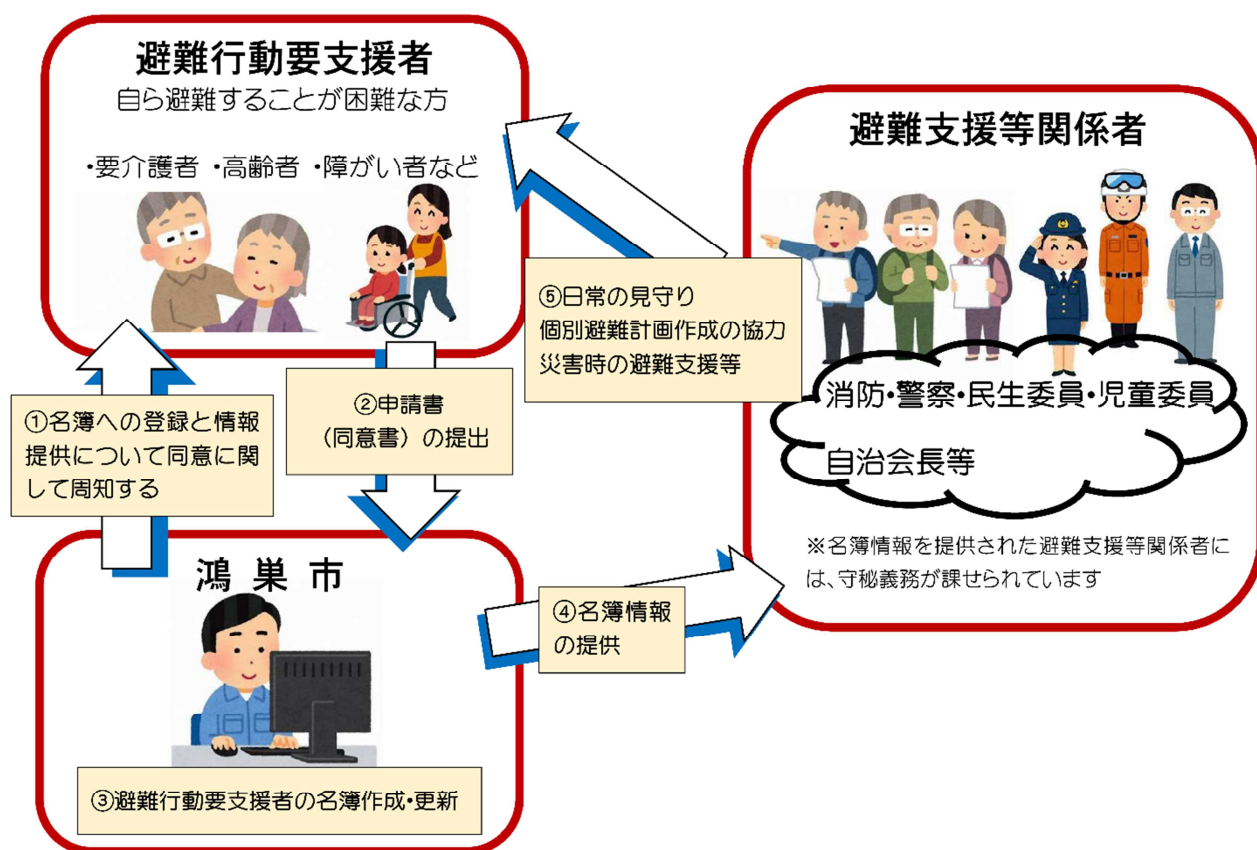
2 事業内容

新たに要支援者となりうる方に対し、制度の案内を行い、名簿への登録と避難支援等関係者への情報提供について同意を確認するとともに、個別避難計画の策定を促す。

令和6年1月時点 要支援者 約13,500人
避難行動要支援者名簿登録者数 延べ2,043人
個別避難計画策定済み者数 445人

3 予算額 288千円

■ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成と提供の流れ



重層的支援体制整備事業

担当 福祉課 地域共生担当

内線 2684

1 目的

社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づき、市民の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

2 事業内容

(1) 重層的支援会議の開催 一部新規

相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスへのつなぎや、適切な支援方針（支援プランの作成）について協議し、支援団体や支援機関との共有を図る。

会議開催や情報共有の手段としてWEB会議システムを活用する。

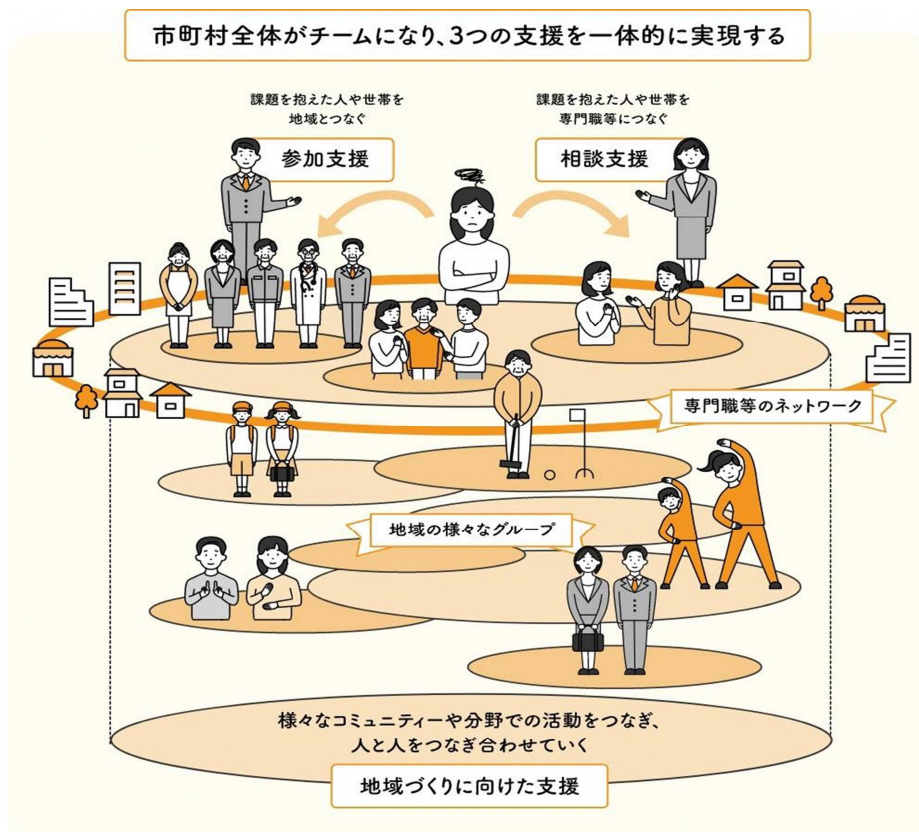
(2) 地域における居場所づくり

地域における多世代や属性を越えた住民同士が交流できる場や居場所を確保し、交流・参加・学びの機会などのコーディネートを行う。

(3) 多機関協働

相談機関や支援機関、医療や介護などの専門機関の顔の見える関係性を構築し、連携・協働の基盤づくりを行い、誰ひとり取り残さない支援体制を構築する。

3 予算額 29,148千円



老人福祉費庶務事業

担当 福祉課 地域共生担当
内線 2684

1 目的

高齢者福祉事業に係る庶務的事業及び地域福祉計画における評価や、権利擁護支援の充実、成年後見制度の推進に関する事業を行い制度の利用促進を図る。

2 事業内容

(1) 地域福祉推進会議の設置と推進 新規

鴻巣市地域福祉計画や一体的に策定した福祉課所管の各計画(※)について進捗管理を行う。また、成年後見制度の担い手となる市民後見人に関する事業について助言をいただく。

※地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画、重層的支援体制整備事業実施計画

(2) 権利擁護支援の円滑な実施のための体制整備 新規

市民後見人、地域の権利擁護支援の担い手からの相談業務や、ケースワークを伴う支援業務を司法職に委託し、権利擁護支援体制の拡充を図る。

(3) 制度の普及啓発、人材確保の推進

成年後見制度等の普及啓発や、市民後見人などの権利擁護支援の人材確保のため、セミナーの開催や市内イベントで周知啓発を行う。

3 予算額 1,766千円

【参考】成年後見の類型

	補助	保佐	後見
対象となる人	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることにしんぱい(心配)がある方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることがしんぱい(心配)な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方
受けられるお手伝いの範囲	一部の限られた手続・契約などを ・いっしょに決めてもらう ・とりけてもらう ・代わってしてもらう	財産にかかわる重要な手続・契約などを ・いっしょに決めてもらう ・とりけてもらう ・代わってしてもらう	すべての契約などを ・代わってしてもらう ・とりけてもらう



高齢者あんしんみまもりサービス事業 (要援護高齢者等支援事業・認知症サポーター養成等任意事業)

担当 介護保険課 高齢福祉担当
内線 2672

1 目的

65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び見守りが必要とされる高齢者世帯を対象に、日常生活上の緊急事態における高齢者及びその家族等の不安を解消するとともに、安心・安全な生活を確保し、もって高齢者の福祉の増進を図る。

2 事業内容

見守りが必要な高齢者に対して、様々な見守りサービスを案内し、サービスの利用に際して月額2,000円を上限に市が負担する。

(1) 対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ①市内に住所を有する65歳以上の独居在宅の者・見守りが必要とされる高齢者世帯
- ②同一敷地内又は同一建物内に居住する親族等がない者

(2) 助成額：2,000円上限

(3) サービスの種類

- ①高齢者の自宅に通信機能を有する電球や電力センサー等の機器を設置し、見守りを行うサービス
- ②高齢者の自宅へ訪問、電話等を行うことにより見守りを行うサービス
- ③緊急時通報システムに相当するサービス

3 予算額 11,664千円（一般会計：1,524千円、介護保険特別会計：10,140千円）



難聴者補聴器購入費助成事業

担当 介護保険課 高齢福祉担当
内線 2672

1 目的

聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている身体障害者手帳の交付対象とならない65歳以上の高齢者に対して、補聴器購入費用の一部を助成することにより、家族や地域社会とのより良いコミュニケーションを確保し、社会参加の促進を図り、もって、閉じこもりやうつ病、認知症およびフレイル（虚弱状態）等の予防を図る。

なお、障がい福祉課では、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上65歳未満の中等度の難聴者に対して、同様の助成を実施する。

2 事業内容

(1) 対象者：①65歳以上の者

②本市に住所を有する者

③両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない者

④指定医師が補聴器を装用する必要があると認める者

⑤市税等に滞納がない者

(2) 助成額：40,000円上限

(3) 助成回数：1回（イヤーマールド等付属品可、両耳2台も1回の扱い）

※医療機器であること、集音器は音響機器のため不可

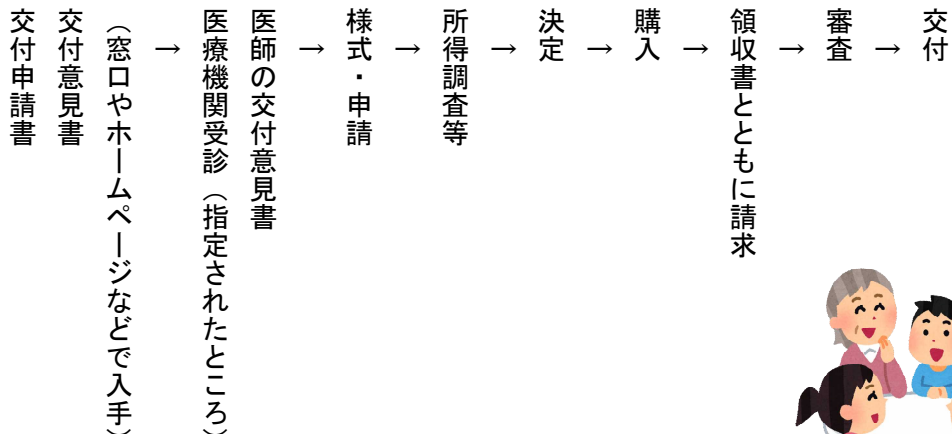
※5年経過で再申請可（障害者総合支援法の補装具耐用年数と同様）

※修理等不可

(4) 所得制限：世帯のうち市民税所得割の最多納税者納税額46万円未満

※障害者総合支援法の補装具自己負担上限額、本市難聴児助成事業と同様

3 予算額 4,000千円



介護職員就職支援等事業

担当 介護保険課 事業者担当
内線 2679

1 目的

市内の介護施設への介護職員の就職を支援することにより、介護施設における介護職員不足の解消を図る。

2 事業内容

下記対象者へ補助金を10万円（就職に合わせて鴻巣市に転入した場合30万円）支給する。

■対象者（次の条件をすべて満たす方）

- ①市内の対象介護施設に下記資格を有する介護職員として新たに就職し、3年以上継続して勤務すること、又は就職時に資格がなく、就職後に資格を取得した後、3年以上継続して勤務すること（就職から5年以内に資格を取得した場合に限る）
- ②1週間の勤務時間が1年を平均して32時間以上、又は1か月128時間を超える勤務条件で対象介護施設と雇用契約を締結し、3年以上継続して勤務すること
- ③同一系列施設からの異動、市内の他の介護施設からの転職ではないこと
- ④市区町村民税の滞納がないこと
- ⑤補助金の返還が生じた場合に速やかに返還する旨の誓約書を提出できること

■対象介護施設

- ①市内の地域密着型サービスを実施する事業所
- ②市内の施設サービスを実施する事業所

■資格を有する介護職員（次のいずれかの資格がある方）

介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉士

3 予算額 2,300千円



難聴者補聴器購入費助成事業

担当 障がい福祉課 自立支援担当
内線 2692

1 目的

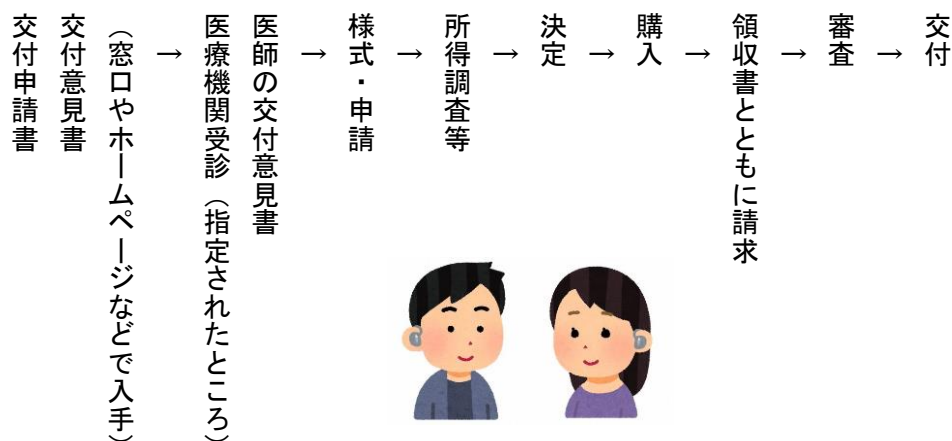
聴力機能の低下により日常生活に支障をきたしている身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上65歳未満の中等度の難聴者に対して、補聴器購入費用の一部を助成することにより、家族や地域社会とのより良いコミュニケーションを確保し、社会参加の促進を図り、もって、閉じこもりやうつ病等の予防を図る。

なお、介護保険課では、65歳以上の高齢者に対して、同様の助成を実施する。

2 事業内容

- (1) 対象者：①18歳以上65歳未満の者
②本市に住所を有する者
③両耳の聴力レベルが40デシベル以上かつ身体障害者手帳の交付対象とならない者
④一定の効果が期待できると医師が判断する者
⑤市税等に滞納がない者
- (2) 助成額：40,000円上限
- (3) 助成回数：1回（イヤーマールド等付属品可、両耳2台も1回の扱い）
※医療機器であること、集音器は音響機器のため不可
※5年経過で再申請可（障害者総合支援法の補装具耐用年数と同様）
※修理等不可
- (4) 所得制限：世帯のうち市民税所得割の最多納税者納税額46万円未満
※障害者総合支援法の補装具自己負担上限額、本市難聴児助成事業と同様

3 予算額 400千円



障害者相談支援事業

担当 障がい福祉課 自立支援担当
内線 2692

1 目的

障がい者等又はその家族からの障害者福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与するとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、北本市と共同で二つの社会福祉法人に事業を委託し実施する。

なお、令和6年度から両法人に対する委託料を増額し、事業開始以来、大幅に増加した相談に対応していく。

2 事業内容

- (1) 対象者：本市に住所を有する障がい者及び障がい児又は保護者
- (2) 利用料：無料
- (3) 委託先：①社会福祉法人 埼玉県済生会
②社会福祉法人 一粒
- (4) 業務内容：重層的な相談支援体制のうち、市が担う第2層の一般的な相談支援の充実を図る。
下図の 内容のとおり

3 予算額 17,216千円

重層的な相談支援体制



生活困窮者自立支援事業

担当 福祉課 社会福祉担当
内線 2609

1 目的

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者について、困窮状態からの早期の脱却を目指すため包括的かつ継続的な支援を行うとともに、地域における支援体制を構築し、もって自立の促進を図る。

2 事業内容

令和6年度は、生活困窮に関する相談支援を強化するため、新たに生活支援相談員を配置し、生活困窮に関する相談を一元的に受けとめる。

(1) 鴻巣市生活困窮者自立相談支援センターの運営

生活困窮者からの相談を受け、そのニーズを把握し、必要な支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定する。

(2) 住居確保給付金支給

離職や事業を廃止した者に対し、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を実施する。

(3) 家計改善支援事業

生活困窮世帯に対し、家計管理や債務整理に係る支援等を実施する。

(4) 子どもの学習・生活支援事業

生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもの学習支援や居場所の提供等を実施する。

3 予算額 22,502千円

